

令和7年度 第4回

希望郷いわてモニターアンケート質問書

課題名	ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査
-----	----------------------

令和7年8月

岩手県保健福祉部地域福祉課

※この質問書は控えとしてお持ちいただき、回答用紙に答えをお書きください。

ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査

岩手県保健福祉部地域福祉課

I 趣旨

アンケートの目的について

県では、「すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成」を目指して、平成7年度に、「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、これまで誰もが利用しやすい建物、交通機関等の整備の促進や県民の方々に対するひとにやさしいまちづくりについての普及啓発を進めてきたところです。

本調査は、今後の県が進めるひとにやさしいまちづくりに関する施策の参考にするものです。また、施策の対象が福祉等の特定分野ではなく地域社会の様々な範囲にわたることから、ひとにやさしいまちづくりを重点的に知っていただく必要がある分野を探るため、毎年度内容を一部差し替えしつつ、調査を継続しているものです。

趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

用語の定義について

●「公共的施設」とは

不特定の方が利用するあらゆる施設（設置の主体も役所と民間の両方を含みます）のことを指します。具体的には公共施設、文化施設、商業施設、観光施設、スポーツ施設、宿泊施設、入浴施設、列車やバスのような公共の乗り物等様々なものが該当します。

（また、来訪者の利用目的、規模の大小、来訪者数の多寡も問いません）

●「バリアフリー」とは

主に建物や乗り物において、高齢者や身体障がい者等が使えるように、必要な配慮がされたもの。（例えば建物入口に段差がない、廊下や階段に手すりがある、開き戸ではなく引き戸がある、車椅子で入れるトイレがある、トイレに人工肛門の方用の設備がある、等の状態）

●「ユニバーサルデザイン」とは

年齢、性別、障がいの有無等を問わず、誰でも使える「もの」（有形無形を問わない）を実現させるために、あらゆる人の利用を前提にものをつくり、結果として誰もが使いやすくなること。また、それを合理的・経済的に実現させるための手法または手続。

Ⅱ 質問

問 1 県の「ひとにやさしいまちづくり条例」や「ひとにやさしいまちづくり推進指針」について、知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 知っていて内容も理解している（①を選んだ方は、問2にお進みください。）
- ② 知っていて内容も何となく理解している（②を選んだ方は、問2にお進みください。）
- ③ 聞いたことがあるが内容は知らない（③を選んだ方は、問3にお進みください。）
- ④ 全く聞いたことがない（④を選んだ方は、問3にお進みください。）

問 2 問1で①又は②を選択された方にお聞きします。

「ひとにやさしいまちづくり条例」や「ひとにやさしいまちづくり推進指針」について知ったきっかけは何ですか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 新聞
- ② 県の広報誌
- ③ 県のホームページ
- ④ パンフレット
- ⑤ 地域説明会や講演会等のイベント
- ⑥ 前回（令和6年5月）行った希望郷いわてモニターアンケート
「ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査」
- ⑦ その他（具体的に御記入ください。）

問 3 県では、前記の条例に基づき、以下の事業を展開していますが、見たり聞いたりしたことのあるもの、利用したことのあるものを全て選んでください。

- ① 公共的施設を新たに建設したり、大規模改修する際、県や市町村の土木の窓口で、建主にバリアフリー化をお願いする手続がある
- ② 公共的施設を新たに建設したり、大規模改修する際にバリアフリー化するための融資制度がある
- ③ 県のホームページで、公共的施設のバリアフリー設備情報をまとめた電子マップを公開している
- ④ 「ひとにやさしいまちづくりセミナー」など関連行事を実施している
- ⑤ 公共的施設のバリア点検や障がい者の疑似体験活動に取り組む民間団体・グループを支援している
- ⑥ 小中学校などで行われるユニバーサルデザインに関する学習活動を支援している
- ⑦ 公共的施設に設置している「車椅子駐車区画」の適正利用のための「ひとにやさしい駐車場利用証制度」を実施している

問 4 「ユニバーサルデザイン」（p.1 参照）について、今回のアンケートに御協力いただく時点では、どの程度知っていましたか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 以前から知っていて意味も理解していた
- ② 以前から知っていて意味も何となくではあるが理解していた
- ③ 以前から聞いたことがあったが意味は知らなかった
- ④ 全く聞いたことがなかった

問5 以下の活動やその活動に取り組む民間団体・グループを見たり聞いたり、実際に参加したことがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 公共施設のバリア（障壁）点検活動
- ② 車椅子駐車場の適正利用を訴える活動
- ③ 高齢者や障がい者の擬似体験活動
- ④ 認知症の人の生活を見守る活動
- ⑤ 高齢者の生活を支援する活動
- ⑥ 障がい者の生活を支援する活動
- ⑦ 乳幼児を中心とする子どもを育てている人の生活を支援する活動
- ⑧ 外国人の生活を支援する活動
- ⑨ その他ユニバーサルデザインに関する活動（具体的に御記入ください。）

問6 まちの中で「ハード」（公共的施設、道路など）の利用又は移動をするときにバリア（障壁）を感じることはありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① よく感じる（①を選んだ方は、問7にお進みください。）
- ② たまに感じることもある（②を選んだ方は、問7にお進みください。）
- ③ ほとんど感じたことがない（③を選んだ方は、問9にお進みください。）

問7 問6で①又は②を選択された方にお聞きします。バリア（障壁）を感じるのはどのようなことですか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 歩道が狭い
- ② 歩道が平らでなく、でこぼこがあり歩きづらい
- ③ 公共的施設の出入口に段差等があり使いにくかったり、安全でない
- ④ 公共的施設内の案内表示がなかったり、分かりにくい
- ⑤ 公共的施設内に段差があるにも関わらず、スロープ、エレベーター、エスカレーター等バリアフリー設備がない
- ⑥ 公共的施設内にオストメイト対応や車椅子、ベビーカーでも使用できるトイレ、客室(又は浴室)がない
- ⑦ 公共的施設内でトイレが少なかったり、使いにくい場所にある
- ⑧ 信号機や交通標識が分かりにくい
- ⑨ 鉄道車両やバス、一般タクシーを利用しにくい（乗降口の段差、手すり、優先席、セダンタイプの車両では乗り降りしにくいなど）
- ⑩ 自動販売機、券売機が使いにくい
- ⑪ 公共的施設に授乳スペースやおむつ交換スペース等乳幼児を連れた来訪者用の設備がない
- ⑫ その他（具体的に御記入ください。）

問8 問6で①又は②を選択された方にお聞きします。バリア（障壁）を感じたことのある施設等を全て選んでください。

- ① 病院又は診療所
- ② 大規模商業施設（スーパーマーケット等）

- ③ 官公庁の施設（県の庁舎や市町村役場等）
- ④ 宿泊施設（旅館、ホテル等）
- ⑤ 入浴施設（日帰り温泉、スーパー銭湯等）
- ⑥ 鉄道駅（鉄道車両内、駅構内）
- ⑦ バス（バス車内、バスターミナル等）
- ⑧ タクシー（タクシー車内、タクシー乗り場等）
- ⑨ 自動車利用者の休憩施設（道の駅、高速道路パーキングエリア等）
- ⑩ 文化施設（図書館、美術館、博物館、文化ホール、公民館等）
- ⑪ スポーツ施設（野球場、陸上競技場、体育館等）
- ⑫ 金融機関の店舗（銀行、郵便局等）
- ⑬ 観光施設（景勝地、歴史的建造物等）
- ⑭ その他（具体的に御記入ください。）

問 9 公共的施設の「ソフト」の対応（従業員による車椅子用トイレやスロープ等バリアフリー設備の適切な管理、車椅子の適切な取扱い等介助の技術、言語による意思疎通が困難な方に対する適切な応対等）で不便さや不満を感じたこと、あるいは身近な方から不便さや不満を聞いたことはありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① よく感じる（聞く）（①を選んだ方は、問 10 にお進みください。）
- ② たまに感じる（聞いた）ことがある（②を選んだ方は、問 10 にお進みください。）
- ③ ほとんど感じた（聞いた）ことがない（③を選んだ方は、問 11 にお進みください。）

問 10 問 9 で①又は②を選択された方にお聞きします。「ソフト」の対応に不便さや不満を感じた（身近な方から聞いた）ことはどのようなことですか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 障がい等の存在を理由に公共的施設の利用を拒否された
- ② 公共的施設を利用するとき、障がい等があっても利用できるかどうか、情報がなく分からなかった
- ③ 公共的施設内に設置されている表示類（バリアフリー設備等の案内や商業施設の商品値札等）が見つらなかった
- ④ 公共的施設の従業員の声が聞き取りづらいことがあった
- ⑤ 公共的施設の通路等に障害物があり、車椅子やベビーカーが通りづらかった
- ⑥ 介助をしてほしかったが、公共的施設の従業員が対応してもらえなかった
- ⑦ 公共的施設の従業員が車椅子の扱い方を理解してもらえなかった
- ⑧ 公共的施設にバリアフリー設備（車椅子用トイレやスロープ等）があるのに、使用不可となっていて、利用することができなかった
- ⑨ 公共的施設の車椅子駐車区画が適切に使われるよう、巡回指導等が行われていない
- ⑩ 視覚障がい者用の点字誘導ブロックの上に障害物が置かれていた
- ⑪ 聴覚障がいや知的障がいのため、口頭又は書面での意思疎通が困難なのに、公共的施設の従業員がまごついて（何をしたらいいか理解できず）対応してもらえなかった
- ⑫ 公共的施設内に外国語表記がなく、施設の利用に困った（困っている人を見かけたなど）

⑬ その他（具体的に御記入ください。）

問 11 「ひとにやさしいまちづくり」では、建物（ハード）や人の対応など（ソフト）だけではなく、様々な人々の立場を理解し、適切な行動を取ることが大切であると考えられますが、全ての人があるゆる分野の活動に参加することを可能にするためにどのような取組が必要だと思いますか。あてはまるものを全て選んでください。さらに、その中で最も重要だと思われるものを次の中から1つ選んでください。

- ① 理解と関心が高まるよう、広報・啓発活動を行う
- ② 障がい者や高齢者等様々な人が交流する機会を増やす
- ③ 障がい者や高齢者等を手助けするボランティア等を養成する
- ④ 障がい者や高齢者等をサポートするための介助方法など、具体的な情報提供を行う
- ⑤ 学校教育等で、バリアフリー・ユニバーサルデザインを学ぶ機会を増やす
- ⑥ その他（具体的に御記入ください。）

問 12 県では、外見からは援助や配慮を必要とすることが分からない方が身に付けることによって、援助や配慮を得られやすくなるよう、「ヘルプマーク」の配付・普及に取り組んでいます。

「ヘルプマーク」について、今回のアンケートに御協力いただく時点では、どの程度知っていましたか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 以前から知っていて、マークの意味も理解していた
- ② 以前から知っていて、マークの意味も何となくではあるが理解していた
- ③ 以前から聞いたことや見たことがあったが、マークの意味は知らなかった
- ④ 全く聞いたことや見たことがなかった

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークで、広域振興局保健福祉環境部や市町村の障がい福祉担当課窓口で配布しています。



【ヘルプマーク】

ヘルプマーク配布個数

R3 749 個、R4 963 個、R5 1,117 個、R6 1,212 個

問 13 あなたは、外出の際、車椅子の方が段差で進めなくなっていたり、視覚障がいのある方が迷っていたり、外国人の方が駅や道で迷っていたりした場合など、困っている様子を見かけた場合、声をかけて手助けをしますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 手助けする（①を選んだ方は、問 15 にお進みください。）
- ② 可能な限り手助けする（②を選んだ方は、問 15 にお進みください。）
- ③ 手助けをしたいと思うが、行動に移せない（かもしれない）（③を選んだ方は、問 14

にお進みください。)

- ④ 手助けをしたいとは思わない(④を選んだ方は、問 14 にお進みください。)

問 14 問 13 で③又は④を選択された方にお聞きします。手助けをしない理由は何ですか。

あてはまるものを全て選んでください。

- ① かえって相手の迷惑になるといやだから
- ② 手助けをしたくても方法が分からないから
- ③ 恥ずかしいから
- ④ 他のことで忙しく、周囲に気を配る余裕がないから
- ⑤ 自分以外のことは関心がないから
- ⑥ その他(具体的に御記入ください。)

問 15 公共的施設には、車椅子を使用される方や様々な状況で歩行が困難な方向けに「車椅子駐車区画」が設けられています。最近の車椅子駐車区画の一般的な利用状況について、どのように感じていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 「ひとにやさしい駐車場利用証」を掲出している人が利用している
- ② 車椅子使用者のみが利用している
- ③ 車椅子使用者や高齢者、障がい者、妊産婦等歩行困難な人のみが利用している
- ④ 車椅子使用者や高齢者、障がい者、妊産婦等歩行困難な人の利用の妨げにならないが、それ以外の人も利用している
- ⑤ 車椅子使用者や高齢者、障がい者、妊産婦等歩行困難な人以外による利用が多く、本来必要な人の利用の妨げになっている

ひとにやさしい駐車場利用証制度

車椅子使用者や高齢者、障がい者、妊産婦等歩行困難な方など車椅子使用者用駐車施設の利用対象者が誰にでもわかるようにすることを目的として、「ひとにやさしい駐車場施設証・利用証」を交付する制度で、広域振興局保健福祉環境部で受け付けています。

利用証制度登録区画数

R3 1,079 区画、R4 1,101 区画、R5 1,132 区画、R6 1,185 区画



【施設証】



【利用証】

問 16 車椅子駐車区画を車椅子使用者や高齢者、障がい者、妊産婦等歩行困難な方が支障なく利用できるようにするには、どのようにしたら良いと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 県民に対して「ひとにやさしい駐車場利用証制度」や「車椅子駐車区画」の設置意義

や利用法」等の普及啓発を行うこと

- ② 車椅子駐車区画を利用できる人の説明を記載した看板等を設置する
- ③ 歩行困難等の事情がない人が利用した場合の罰則規定を設ける
- ④ 車椅子駐車区画数を増やす必要がある
- ⑤ その他（具体的に御記入ください。）

問 17 次の施設のうち、車椅子駐車区画が不足していると思う施設を全て選んでください。

- ① 病院又は診療所
- ② 大規模商業施設（スーパーマーケット等）
- ③ 官公庁の施設（県の庁舎や市町村役場等）
- ④ 宿泊施設（旅館、ホテル等）
- ⑤ 入浴施設（日帰り温泉、スーパー銭湯等）
- ⑥ 自動車利用者の休憩施設（道の駅、高速道路パーキングエリア等）
- ⑦ 文化施設（図書館、美術館、博物館、文化ホール、公民館等）
- ⑧ スポーツ施設（野球場、陸上競技場、体育館等）
- ⑨ 金融機関の店舗（銀行、郵便局等）
- ⑩ 観光施設（景勝地、歴史的建造物等）
- ⑪ 特に不足しているとは思わない
- ⑫ その他（具体的に御記入ください。）

問 18 今後、誰もが暮らしやすい「ひとにやさしいまちづくり」を進めていく上で、施策として特に重要だと思うことは何ですか。あてはまるものを2つ選んでください。

- ① 今ある公共的施設について、利用しやすい環境整備を図ること
- ② これから建設される公共的施設について、利用しやすい環境整備を図るよう、整備基準の充実強化を図ること
- ③ 事業者が利用しやすい環境整備を図る場合の補助や融資制度を充実すること
- ④ 公共的施設だけでなく、交通拠点や道路など一体となった、暮らしやすいまちづくり構想（都市計画）を策定し、環境整備を図ること
- ⑤ 「ひとにやさしいまちづくり」を推進するために、情報発信、優良事例紹介や意識啓発活動を充実すること
- ⑥ 行政だけでなく、行政と民間が連携し、一体となって推進する仕組みづくりを充実すること（環境整備における住民の参加意見の反映、県全体の推進組織）
- ⑦ マナー育成や、障がい者、高齢者の疑似体験など教育分野での活動を充実すること
- ⑧ 各地域で率先して取り組む人材・組織を育成すること
- ⑨ できるだけ多様な人々にとって使いやすいまちづくりを進めていくため、多様な意見を把握・反映させていくための仕組みづくりを充実すること
- ⑩ 公共的施設に設置している「車椅子駐車区画」の適正利用のための「ひとにやさしい駐車場利用証制度」のさらなる普及を図ること
- ⑪ 援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」のさらなる普及をはじめ、困っている他人に支援することを促進すること

問 19 県内で「ひとにやさしいまちづくり」に関する取組や製品などを御存知でしたら、御記入ください。（自由記載）

問 20 「ひとにやさしいまちづくり」全体について、御意見や御要望等ありましたら、御記入ください。（自由記載）

問 21 あなた自身のことについてお聞きします。

(1) 性別

①男 ②女 ③その他 ④答えたくない

(2) 年齢

①18～29 歳 ②30～39 歳 ③40～49 歳 ④50～59 歳 ⑤60～69 歳 ⑥70 歳以上

(3) お住まいの地域

①内陸部 ②沿岸部

(4) あなた自身について、差し支えない範囲で、あてはまるものを全て選んでください。

- ① 障がい者手帳又は療育手帳を持っている
- ② 家族に障がい者手帳又は療育手帳を持つ方がいる
- ③ 家族に介護が必要な方がいる
- ④ 乳幼児の子どもを育てている
- ⑤ 家族に乳幼児の子どもを育てている方がいる
- ⑥ 外国籍を持っているか、外国出身である
- ⑦ 家族に外国籍を持っているか、外国出身である方がいる
- ⑧ ①～⑦であてはまるものはない

質問は終わりです。御協力ありがとうございました。